

肝炎核酸アナログ製剤治療費受給者証の更新について

1 対象となる疾患

B型ウイルス性肝疾患

2 対象者

次の項目を全て満たす方が助成の対象となります。

- ① 奈良県内に住所があること
- ② B型ウイルス性肝疾患と診断され、かつ、核酸アナログ製剤治療費受給者証更新の認定基準を満たしていること。
- ③ 国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入していること。

3 治療受給者証更新の認定基準

現在、肝炎核酸アナログ製剤治療費受給者証を所有し、B型肝炎ウイルスの増殖を伴い、肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を実施中で、医師が引き続き治療継続を必要と認めた者で、受給者証の有効期間内に更新申請をおこなった者。

4 更新申請の方法

- ・お住まいの地域を管轄する保健所に必要書類を添えて申請手続きをしてください。
- ・審査の結果、認定された方には、治療受給者証を交付します。

5 更新後の助成期間

受給者証記載の有効期間満了日の翌日から1年間です。

※ 例) 有効期間満了日が3月31日の場合、更新後の助成期間は4月1日から翌年3月31日までとなります。

※ ただし、受給者証記載の有効期間満了日までに申請がなされなかった場合は、新たに治療受給者の申請をおこなっていただくこととなります。その場合は、申請書を受理した月の初日から1年間となるため、承認できない期間が生じる場合があります。(申請書類も新規申請用の書類が必要となります)

6 申請手続き

①申請窓口は、申請者の住民票のある住所地を管轄する保健所です。

| 保健所 | 所在地・電話番号 | 管轄市町村 |
|---|---|---|
| 奈良市保健所 | 〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 0742-93-8397 | 奈良市 |
| 郡山保健所 (郡山保健所 医療費助成等 申請受付) | 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 0743-51-0195 | 大和郡山市、天理市、生駒市、 山添村、平群町、三郷町、 斑鳩町、安堵町 |
| 中和保健所 (中和保健所 医療費助成等 申請受付センター) | 〒634-8507 橿原市常盤町605-5 0744-48-3036 | 大和高田市、御所市、香芝市、 葛城市、上牧町、王寺町、 広陵町、河合町 |
| 高田出張所 (中和保健所 医療費助成等 申請受付センター (高田出張所)) | 大和高田市片塩12-5 (大和高田市民交流センター) 0745-51-8133 | 橿原市、桜井市、宇陀市、 川西町、三宅町、田原本町、 曾爾村、御杖村、高取町、 明日香村 |
| 吉野保健所 | 〒638-0045 吉野郡下市町新住15-3 0747-52-0551 | 吉野町、大淀町、下市町、 黒滝村、天川村、下北山村、 上北山村、川上村、東吉野村 |
| 内吉野保健所 | 〒637-0041 五條市本町3-1-13 0747-22-3051 | 五條市、野迫川村、十津川村 |

②更新申請に必要な書類

申請には、下記の(1)～(5)の書類が必要となります。

(1) 肝炎治療受給者証交付申請書 (B型) (別紙様式1-1)

(2) 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の交付申請に係る意見書 (別紙様式2-5)
又は直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容がわかる資料

a) 検査内容 (血液検査結果等) がわかる資料

※ AST、ALT、血小板数、HBV-DNAの結果 (必須)

例：検査結果報告書の写し、健診・人間ドックの結果の写し等

b) 受けている治療内容が分かる資料

例：お薬手帳の写し、薬剤情報提供書の写し等

※ 肝疾患に関する専門医療機関 (奈良県外の医療機関においては、その医療機関所在地を管轄する都道府県が指定した専門医療機関)、日本肝臓学会肝臓専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかが発行したものに限りま。

(3) 申請者の健康保険証の写し

※ 保健所ではコピーできませんので、必ずコピーをして持参して下さい。

- (4) 世帯全員（続柄を含む）が記載されている住民票の写し（原本・発行から3か月以内のもの）
外国人の方は、外国人登録原票記載事項証明書（原本）
- (5) 世帯全員の市町村民税課税（非課税）証明書（原本・最新の年度のもの。＊ではなく、金額の入ったもの。）

※ 肝炎医療費助成制度は、世帯全員の市町村民税（所得割）課税年額の合算額によって、申請者の自己負担限度額（月額）が決定されます。そのため、世帯全員の住民票と同一の世帯全員の市町村民税課税（非課税）証明書の提出が必要です。
ただし、市町村民税課税（非課税）証明書は、中学生までは省略できます。
また、世帯員のうち、市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上の方がおられる場合は、その方の市町村民税課税証明書の提出のみで結構です。

○自己負担限度額の階層区分

| 階層区分 | | 自己負担限度額（月額） |
|--------|--------------------------------------|-------------|
| 一般所得階層 | 世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の場合 | 10, 000 円 |
| 上位所得階層 | 世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上の場合 | 20, 000 円 |

- ※1 なお、市町村民税課税年額の算定にあたっては、次に定めるところによるものとします。
- ア 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発 1221 第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとします。
- イ 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとします。
- ウ 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとします。
- ※2 毎年6月頃、その年度の課税年額が通知されますので、前年度と大きく変わる場合は、

保健所にご相談ください。

【同一世帯であっても、生計を別に行っている場合の例外的な取り扱い】

自己負担限度額は、住民票上の世帯全員の市町村民税額の合算により決定していますが、医療保険及び地方税法上の扶養関係がなく、世帯の税額合算対象からの除外を希望する方がいる場合は、市町村民税額合算対象除外申請書（別紙様式9）を提出することにより、自己負担限度額が軽減される場合があります。

- ※ 下記の全てにチェックが入る場合のみ対象となります。
 また、下記の要件に該当することがわかる書類も必要です。
- 配偶者以外である。
 （配偶者は、扶養関係にない場合であっても、民法上同一生計とみなされるため、課税年額の合算対象から除外できません。）
 - 地方税法上の扶養関係にないこと。
 - 医療保険上の扶養関係にないこと。
 - 受給者からの申請に基づくこと。

7 受給者証の変更、再交付

住所・氏名・保険の種類等に変更があったときは、記載事項変更申請（別紙様式4）をしてください。

受給者証を汚したり、無くしたりしたときは、再交付申請（別紙様式7）をしてください。

8 受給者証の返還

受給者証の有効期間中に、治療が終了した場合、死亡や転出等により受給者の資格が無くなったときは、速やかに受給者証に「返還届」（別紙様式8）を添え、管轄保健所に返還してください。

9 その他ご注意

- ・郵送での申請も可能ですが、申請書類は有効期間内に保健所必着でお願いします。
- ・更新時に現在の受給者証の記載内容に変更があった場合、または、現在の受給者証を紛失した場合は、更新の申請と同時に、上記「7 受給者証の変更、再交付」に記載の申請をおこなってください。

（注意）別紙様式4、7、8、9は同封しておりません。

必要時には、申請者の住民票のある住所地を管轄する保健所にお問い合わせいただくか、奈良県ホームページ(<http://www.pref.nara.jp/5169.htm>)をご覧ください。